

外国為替令 別表 項目別対比表 (該非判定用)

技術概要：

CISTEC
2010.04.

(1 / 2)

別表項番	2	判定欄	注 釈	記 入 欄
[外為令] 別表 2の項		該 当○ 非該当× 対象外ー		
(1) 輸出貿易管理令別表第1の2の項の中欄に掲げる 貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、 経済産業省令で定めるもの		【 】		
[省令] 第15条 [第1項] 外国為替令(以下「外為令」という。)別表の2の項 (1)の経済産業省令で定める技術は、 次のいずれかに該当するものとする。		[]		
一 第1条第一号から第五号まで、第六号(核燃料物質 の成型加工用の装置に限る。)、第七号、第八号イ、 第十号イ、第十号の二又は第十号の三のいずれかに 該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術		[]		(省令第1条第 号)
二 第1条第十一号、第十七号、第十八号ロ若しくは ハ、第十九号、第二十号、第二十一号イ若しくはロ (一)若しくは(三)、第三十四号若しくは第三十五 号のいずれかに該当する貨物を使用するために設計 したプログラム又はそのプログラムの設計、製造 若しくは使用に係る技術(プログラムを除く。)の うち当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、 又はこれらを超えるために必要な技術		《 》]アロク ヲ除外	(省令第1条第 号)
三 第1条第十四号に該当する貨物を設計し、製造し、 若しくは使用するために設計したプログラム 又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る 技術(プログラムを除く。)のうち 当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、 又はこれらを超えるために必要な技術		《 》]アロク ヲ除外	(省令第1条第 号)
四 第1条第八号ロ、第九号、第十号ロ、第十一号、 第十四号、第十七号から第二十四号まで、第二十六号 から第二十八号まで、第三十号から第五十号まで、 第五十二号、第五十四号から第五十八号まで 又は第六十号のいずれかに該当する貨物の設計、製造 又は使用に係る技術(プログラムを除く。)のうち 当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、 又はこれらを超えるために必要な技術		《 》]アロク ヲ除外	(省令第1条第 号)
[解釈] 以下のいずれかに該当する貨物の設計、製造又は 使用に係る技術(プログラムを除く。)を除く。		《 》	除外]アロク ヲ除外	
イ 研削をすることができる工作機械であつて、 位置決め精度に係る申告値が0.006ミリメートル を超えるもの(貨物等省令第1条第十四号ハ(二) 又は(三)に該当するものを除く。)		< >		数値 ()
ロ フライス削り又は中ぐりをすることができる 工作機械であつて、位置決め精度に係る申告値が 0.008ミリメートルを超えるもの (貨物等省令第1条第十四号ロ(二)又は(三) に該当するものを除く。)		< >		数値 ()
ハ 旋削をすることができる工作機械であつて、 位置決め精度に係る申告値が0.008ミリメートル を超えるもの		< >		数値 ()
五 第1条第六号(リチウムの同位元素の分離用の装置 に限る。)、第二十五号、第二十九号、第五十三号 又は第五十九号のいずれかに該当する貨物の設計、 製造又は使用に係る技術(プログラムを除く。)		[]	《 》]アロク ヲ除外	(省令第1条第 号)

外国為替令 別表 項目別対比表 (該非判定用)

技術概要：

CISTEC
2010.04.

(2 / 2)

別表項番	2	判定欄	注 釈	記 入 欄
[外為令] 別表 2の項		該 当○ 非該当× 対象外ー		
(2) 数値制御装置の使用に係る技術であつて、 経済産業省令で定めるもの		【 】		
[省令] 第15条 [第2項] 外為令別表の2の項(2)の 経済産業省令で定める技術は、 数値制御装置として機能することを可能にするプログラム であつて輪郭制御をすることができる軸数が5以上のもの		[]		数値 ()
[解釈] 貨物等省令第15条第2項中のプログラム 貨物等省令第15条第2項に規定するプログラムを組み 込むための数値制御装置又は当該数値制御装置を取り 付けることができる工作機械の製造者により貨物等省令 第1条第十四号に該当しない工作機械を数値制御するた めに、特別に設計されたもの又は特別に変更されたもの を除く。 →6の項(3)へ		《 》	除外	
又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術 (プログラムを除く。)のうち輪郭制御をすることができる 軸数が5以上の数値制御を可能にするために必要な技術 とする。		[]]アロ ^o ヲ除外。	数値 ()

判定結果

該当

非該当

作成責任者：(作成年月日： 年 月 日)

会 社 名 _____

所 属 ・ 役 職 _____

(フリガナ)
氏 名 _____ 印

電 話 _____

該当項番

① 外為令別表の項番 []

② 貨物等省令の条項号等の番号等 []

[]

[]